

参考資料1

令和元年7月1日

PETボトル事業部

(改定日：令和元年7月1日)

本資料は平成31年3月1日にREINSで送付した「平成31年度上期再商品化事業者説明会関連書類一式のご案内」の資料7「PETボトル登録申請書類の変更等に関する手続きについて」の修正版です。
令和元年7月1日以降に登録申請書類の変更が発生した場合は、本資料に従ってご対応ください。

PETボトル登録申請書類の変更等に関する手続きについて

確実な再生処理の管理のため、契約後も事業者登録時に提出した登録申請書類一式を実際の再商品化業務の状況に合わせて維持・管理する必要があります。登録申請書類の差替や追加が発生する場合は、下記に従って書類を作成し提出してください。

手続きは、変更する内容によって異なりますので、注意してください。

1. 事業者関係書類の変更について

事業者関係書類の変更は、届出事項変更届に必要な事項を記入し、差替・追加の場合は必要な書類を添付してください。なお、必要書類については資料7-7、引取同意書関連については資料7-8をご覧ください。

(1) 該当書類

書類番号	書類名	書類番号	書類名
1-1	PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書(様式1)	1-6-1	国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書(様式8)
1-2	PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書(様式2)	1-6-2	納税証明書等
1-3	PETボトル再商品化製品引き取り同意書(様式3-1)関連(※量変更のみの場合は不要)	1-7	代表者登録印の印鑑証明書
1-4	登記簿謄本または現在事項全部証明書(法人)あるいは住民票(個人)	1-8	組織図
1-5	財務関係資料	1-9	工程別配員数(様式5)
1-5-1	貸借対照表・損益計算書(法人)あるいは資産の調査(個人)等	1-10	相談役または顧問、ならびに百分の五以上の出資者に関する書類(様式6)(非上場企業または個人の場合のみ)
1-5-2	債務超過事業者等の提出書類	1-11	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(様式9)
1-6	国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書および納税証明書		

(2) 受付期間

区分	令和元年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
届出事項変更届と関連書類の提出	7月31日までは、平成31年度の登録資料の差し替え							8月1日以降は、令和2年度の登録資料の差し替え				

※矢印は受付期間

(3) 届出事項変更届が必要な事項

- ① 再生処理事業者の基本情報、工場情報、組織等の変更（代表者が変更になった時には、許認可証・届出、契約書等にも差し替えの必要なものがあります）
- ② 引取同意書の期中の追加・変更
- ③ 操業体制の大幅な変更
- ④ 品質管理体制や品質検査記録の変更
- ⑤ その他、再生処理施設の変更を伴わない登録申請書類の変更

2. 施設関係書類の変更について

施設関係書類の変更手続きは、内容によって手続きが異なりますので、よく確認のうえ手続きをすること。

(1) 該当書類

書類番号	書類名	書類番号	書類名
2-1	設備物質収支(様式A-1、A-2、A-3、A-4)	2-14	原料・製品・残さ保管場所
2-2	設備能力の設定根拠	2-14-1	原料・製品・残さ保管場所位置図
2-3	設備機器リスト	2-14-2	原料保管面積と保管量算出表(様式F)
2-3-1	設備機器リスト(様式C)	2-15	指定可燃物貯蔵取扱い届出書
2-3-2	薬液タンクリスト(様式D)	2-16	一般廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査済証および認定講習修了証
2-4	主要機器の仕様書	2-16-1	一般廃棄物処理施設設置許可証(変更許可証、軽微変更の届出書を含む)
2-5	主要機器の外形図	2-16-2	施設使用前検査済証
2-6	設備ラインフロー図	2-16-3	認定講習修了証
2-7	設備レイアウト図	2-17	特定施設届出状況
2-8	廃水処理設備	2-17-1	特定施設届出一覧表(様式G)
2-8-1	用水、廃水、処理水および排水の水量(m ³ /日)・水質等	2-17-2	特定施設設置届出書および受理書
2-8-2	用水から廃水処理設備にいたる水の系統図	2-17-2-1	水質汚濁防止に関する届出書および受理書
2-8-3	廃水処理設備の処理工程の系統図	2-17-2-2	騒音規制に関する届出書および受理書
2-9	配置図	2-17-2-3	振動規制に関する届出書および受理書
2-10	建物の登記簿謄本(または全部事項証明書)	2-23	建物の賃貸契約書
2-11	建築確認済証	2-24	土地の賃貸契約書
2-12	土地の登記簿謄本(または全部事項証明書)	※令和2年度の登録申請から、以下の書類の提出を削除します 2-19 品質管理 ・2-19-1 品質結果項目 ・2-19-2 品質結果記録	
2-13	土地の公図		
2-14	原料・製品・残さ保管場所		

(2) 変更内容と手続きは以下の通りです。

手続き	変更内容
変更申請 変更実施前に変更申請書を提出し協会の承諾を受け、施設変更完了後に完了届を提出 (提出方法は、(*1) 参照)	① 再生処理施設の増改築・移設 ② 再生処理施設の改造もしくは変更 ア. 主要設備の改造もしくは変更 *主要設備とは主要機器(ベール解体機、破碎機、洗浄機(水・アルカリ洗浄機)、比重分離機、脱水機ならびにペレタイザーおよびポリエステル原料製造装置等)のほか、ベールの開梱・投入から処理して製品を保管するまでの工程の設備をいう。なお、除染工程機器(真空脱ガス処理等の不純物の除去等を行う除染工程機器)も含む。 イ. 排水処理設備の改造もしくは変更 ウ. 再生処理工程の変更 エ. 設備・機器配置の変更 オ. 原料・製品・残渣等の保管場所や保管量の変更(協会委託外含む)等 ③ 再生処理施設に関する許可・届出内容の変更 ア. 一般廃棄物処理施設設置許可証に関する許可内容の変更(能力アップに関わらない変更も含む) イ. 指定可燃物貯蔵取扱い届出書に関する届出内容の変更 等 (届出数量のみの変更は完了報告のみとする) ウ. 特定施設届出書に関する届出内容の変更 なお、代表者、社名変更に伴う変更のみは事前の変更願いは不要です。変更後に届出事項変更届の書式で提出してください。
変更後に完了報告書を提出 (事前の変更願いは不要)	上記、①、②、③に該当しない変更 下記、④に該当しない変更
変更手続き不要	④ 設備・機器の部品の交換、変更およびこれに準ずる程度の変更

(*1) 再生処理施設の変更申請書の提出方法

PETボトル再生処理施設の変更申請書に、変更内容、目的、詳細、施設変更に伴う許可証・届出等の変更手続き、変更スケジュール案を記入し、PETボトル事業部宛に提出してください。(内容により、追加書類を要求する場合があります)

変更申請書を受理後に審査を行い、その結果に基づき「PETボトル再生処理施設の変更に関する承諾・不承諾通知書」を発送します。なお、不承諾通知を受け取った場合は、変更内容の再検討を行い、必要に応じて再度変更申請書を提出してください。

(3) 施設関係書類変更手続きの受付期間と能力査定

施設関係書類変更手続きについては、令和2年度登録申請において「能力変更をしない事業者」と「能力変更をする事業者」によって、受付期間、能力査定についての対応が異なります。

区分	令和元年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度登録申請において能力変更しない事業者	<p>いつでも提出可能</p>											
令和2年度登録申請において能力変更をする事業者	<p>注)この期間に変更を行った能力をベースとして、令和2年度登録申請における事業者の区分が決まる</p>				<p>登録審査期間のため、8月1日～9月30日まで施設関係書類の変更は不可(登録申請書類として7月31日までに提出すること)</p>		<p>注)登録申請後の能力変更は、令和2年度の能力査定に反映しない</p>					

※矢印は受付期間

(4) 完了報告時の必要書類について

施設変更完了後、速やかにPETボトル再生処理施設の変更完了報告書に必要書類(資料7-6を参照)を添えて提出してください。書類には必ずページ番号と、差替・追加等の内容、日付を記入してください。

3. 法令順守に関わる書類の更新について

下記書類については、変更・更新の都度、変更届を提出することは不要です。

落札をした契約事業者を対象に、半年毎に提出してください。

(詳細については、別途REINSでお知らせいたします。郵送で提出してください)

(1) 該当資料と提出期間

書類番号	書類名	提出期間	
2-18-1	残さ処理計画書	半年毎提出(※)	<p>※提出期間は10月1日～10月31日 および4月1日～4月30日</p>
2-18-2	産業廃棄物処理委託契約書および許可証		

※令和2年度の登録申請書類より、以下の書類の提出を削除し、現地検査時に確認いたします。

- ① 2-19 品質管理
 - ・2-19-1 品質結果項目
 - ・2-19-2 品質結果記録
- ② 2-20 敷地境界における騒音・振動の測定結果と規制基準
 - ・2-20-1 敷地境界における騒音の測定結果と規制基準
 - ・2-20-2 敷地境界における振動の測定結果と規制基準
- ③ 2-21 排水水質の測定結果と規制基準
- ④ 2-22 安全衛生管理体制と作業環境
 - ・2-22-1 安全衛生管理体制と安全衛生教育計画
 - ・2-22-2 騒音障害防止対策
 - ・2-22-2 定期健康診断記録(聴力検査含む)

4. 登録申請書類の差替・追加の場合のページ番号について

登録申請後に登録申請書類の差替や追加を提出する場合は、次のようにページ番号を作成してください。ページ番号は提出するすべての書類の右下隅につけてください。書類の表題部分だけにつけることは認められません。A3用紙以上の大きさの場合はファイル折りした状態で見える場所につけてください。書類の綴じ方はISO 5457を基本にしてください。

ページ番号の構成

登録申請書類のページ番号に対応したページ番号 + 書類差替・追加の区別 + 書類作成年月日

(例1) 書類を差替する場合

書類を差替する場合は、ページ番号の後ろに「書類差替」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3 書類差替 令和元/05/01

(現行の2-8-3に代えて挿入するページであることを表す)

(例2) 書類を追加する場合

書類を追加する場合は、ページ番号の後ろに「書類追加」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3-1 書類追加 令和元/05/01

(2-8-3と2-8-4の間に新たに追加挿入するページであることを表す)

(例3) 複数工場ある場合

複数工場ある場合は、末尾に工場名を加える。

2-8-3 書類差替 令和元/05/01 (A工場)

2-8-3-1 書類追加 令和元/05/01 (B工場)

5. 注意事項

- (1) PETボトル再生処理施設の変更申請書は、できる限り時間的余裕をもって提出してください。
- (2) 書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。特段の理由がない限り、送り状は不要です。提出先は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部長 宛です。
- (3) 機械設備の入れ替えや保管場所の変更等、内容が容易に分かる場合には、変更申請書以外の資料の提出は不要です。ただし、複数の設備の変更、再生処理能力の増強、再生処理フローの変更等、複雑な場合には、変更内容全体を分かりやすく説明する補足資料を添付してください。(個々の設備の図面等は不要です)
- (4) 提出書類に不備があった場合は再提出を依頼します。また、内容により追加書類を要求する場合があります。
- (5) PETボトル再生処理施設の変更申請書のスケジュールに関しては、詳細なスケジュールを記載してください。承諾書受領後に何らかの理由でスケジュールが変更になる場合には、協会に必ず連絡してください。

記入例

正本 副本

令和元年度 PETボトル再生処理施設変更申請書

申請日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

再生処理事業者情報			
再生処理事業者名	株式会社〇〇	工場名	本社工場
担当者役職	部長	担当者氏名	包装 太郎
電話番号	03-1234-5678	E-MAIL	xxxx@xxxx.co.jp

提出書類の状況	
<input type="checkbox"/> 再生処理施設の変更申請	変更申請書を提出する際には「再生処理施設の変更申請」をチェックしてください。 変更申請書提出後、協会より不備連絡があり、追加資料を提出する際には「不備指摘による追加書類(再提出)」をチェックしてください。
<input checked="" type="checkbox"/> 不備指摘による追加書類(再提出)	

変更内容(タイトル)
ベール解体機の変更

変更の目的
現状のベール解体機では解体を十分に行うことが出来ないため、作業員がある程度解体してから投入しなければならない。新しいベール解体機を導入することにより、効率的にベールが解体され、作業の安定化、人件費の削減に繋げることを目的とする。

変更内容の詳細
既存のベール解体機(機番31)を撤去し、新規ベール解体機を設置する。

- * 機械設備の入れ替えや保管場所の変更等、内容が容易に分かる場合には、本申請書以外の資料の提出は不要です。
- * 複数の設備の変更、再生処理能力の増強、再生処理フローの変更等、複雑な場合には、変更内容全体を分かりやすく説明する補足資料を添付してください。(個々の設備の図面等は不要です)

本施設変更に伴う許可証、届出等の変更手続き		
許可証・届出等の変更手続き	要否	取得準備状況
一廃処理施設関係	必要	準備中
指定可燃物関係	不要	
危険物関係	不要	
特定施設関係	不要	
建築基準法関係	確認申請関係	不要
	法第51条関係	不要
その他条例、要綱等	不要	

変更スケジュール案	
工事着工	令和 元 年 * 月 *
工事完了	令和 元 年 * 月 * 日
運転開始	令和 元 年 * 月 * 日

※本紙と該当する書類を正・副2部をご用意頂き、郵送してください。
 ※宛先は『公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部長宛』です。

以上